

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町橋屋地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 17 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 新郷地区内における優良農地の一つであり、町内全体においてもまとまった圃場がある橋屋集落は、現在中山間地域直接支払事業に取り組む農業者や、橋屋集落営農組合（ソバ生産組合）を中心として農地の管理を行っている。
- ・ 橋屋集落営農組合で作られたソバは、その一部を「橋屋ソバ会」で買い取り、年に一度「橋屋ソバ祭り」を開催するなど地域のコミュニティ活動の推進と農地保全意識の向上に役立っているほか、活動を通じて魅力発信を行うことで地域内から青年農業者等の担い手の掘り起こしと育成を図り、地域農業を盛り上げていく。